

医師確保対策に関する要望

少子高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。かねてより、医師の地域や診療科の偏在を始め医師不足は大きな課題であったが、初期臨床研修の必修化などをきっかけにこの問題はますます深刻となり、今や全国的に大きな課題となっている。

特に、へき地・離島を始めとする地域の拠点病院・診療所等において、地域医療に従事する医師が不足してきている。また、医師の診療科偏在が一層顕著になってきており、とりわけ、小児科・産婦人科・麻酔科などの特定診療科における医師不足が深刻な状況にあり、診療体制の維持が困難な地域も出てきている。

このような状況を打開するため、各地方自治体では修学資金貸与やドクターバンクなどの様々な方策により医師確保に努めているが、独自の対策には限界があり、国における抜本的な対策が求められる。

平成18年度の医療制度改革に向け、施策の具体化が予定されているところであるが、国においては、地域の実情を十分に理解の上、地方の意見を十分に反映し、医師の地域偏在、診療科偏在を解消するため、速やかに、法改正を含め、実効性のある抜本的な対策に取り組むことを強く求める。

記

- 1 医師のへき地等勤務を促進し、等しく受療機会を得ることができる方策を講じること。
 - (1) 医師がへき地等で安心して働ける方策を講じた上で、へき地等勤務を促す対策をさらに推進するとともに、適切な医師配置に係る調整等、医師不足地域の医師確保対策を支援するシステムを構築すること。

- (2) 医師不足地域の大学医学部における入学定員の増員等により、医師の確保を図ること。また、へき地医療を担う医師をひとりでも多く養成するため、自治医科大学の入学定員の増員を図ること。
 - (3) 臨床研修制度の導入による影響を検証し、へき地勤務医師等の確保につながる臨床研修カリキュラムを整備するなど制度の改善を図ること。
- 2 特定診療科における医師の偏在を解消する方策を早急に講じること。
- (1) 医師が不足している小児科、産婦人科、麻酔科等の診療科への誘導ができるよう、診療報酬上の適切な評価を行うこと。
 - (2) 上記特定診療科の医師の養成・確保のための施策の拡充を図ること。
- 3 増加傾向にある女性医師が継続して働くことができ、出産や育児等で職を離れた場合、安心して復職が確保できるよう、就業環境の整備など必要な措置を講じること。

平成17年12月12日

全 国 知 事 会